

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主の他、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダーにとって納得性の高い経営を実現することがコーポレート・ガバナンスに対する当社の基本的な考えです。そしてこの納得性の高い経営を実現していくために、当社、特に経営者は「ディスコの社会的地位の向上」および「ステークホルダーとの最良の価値交換の実現」を追究し続ける必要があると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

報告書提出日現在、当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は政策保有株式については保有しない事を原則といたします。このため政策保有株式に係る議決権行使の基準についても設けておりません。今後、保有の必要性が発生した際には、取締役会においてその狙いや合理性について検証、審議の上、当社ウェブサイト等を通じて、開示してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は会社が当社役員や主要株主()と取引を行う場合には、その内容を取締役会において審議、判断する事を取締役会規程に定めております。当該取引については本規程に則り、取締役会においてその妥当性について決議されています。

さらに、取締役会で決議を得た内容通りに取引が実施されたか否かについても担当取締役から取締役会に報告する事を義務づけています。

主要株主の基準は、「当社の総議決権の5%超の議決権を直接または間接に保有している株主」として当社取締役会規程内に定義していません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
本項目につきましては、以下のリンクを参照下さい。

<http://www.disco.co.jp/jp/corporate/values/index.html>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本項目につきましては、本コーポレート・ガバナンスに関する報告書内「1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」を参照下さい。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続

本項目につきましては、以下のリンクにございます、当社第78期有価証券報告書内「第4 提出会社の状況 6 【コーポレートガバナンスの状況等】(1) 【コーポレートガバナンスの状況】7 役員報酬の内容」を参照下さい。

<http://www.disco.co.jp/jp/ir/library/pdf/fs/fs78.pdf>

(P61参照)

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

以下のリンクを参照下さい。

http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc3-1

原則3-1-(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役、監査役、執行役員についての選任理由につきましては、以下のリンクを参照下さい。

http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc3-1

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社では、取締役会の意思決定範囲として法令および定款にて定められた事項、株主総会の決議により委任された事項の他、当社が考える取締役会で判断、決定すべき重要事項を「取締役会規程」に定め、決定、執行しております。

ここに定められた以外の事項の決定とその業務執行については、経営陣に委任しております。

「取締役会規程」に定められた重要事項としては、「DISCO VALUES」や経営の根幹に係る方針、戦略の作成・変更、長期・中期・短期の事業計画の作成、新規事業への進出、従来事業の廃止など、当社の事業の方向性に大きな影響を与えるものとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は高度なKiru・Kezuru・Migaku技術に特化した単一事業を展開しているため、経営体制も少人数でシンプルに構築し、機動性、柔軟性を重視しています。現在の少人数での経営体制の中において、2名の独立社外取締役を選任しているため、高い監視機能が維持できていると考えています。よって現段階で取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とする必要は無いと判断しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

以下のリンクを参照下さい。

http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc4-9

原則4-9 独立社外役員の独立性判断基準及び資質

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会においては、メーカーとして重要な要素()に関する専門性の担保をはかり、迅速な意思決定を可能にする体制の構築が必要であるとと考えています。取締役会の構成要員はこれら要素のバランスを鑑みて行っており、その上で極力迅速な意思決定を行うために、現在可能な範囲で少人数の体制づくりをしています。また、取締役会メンバーでこれらの重要要素の専門性が担保できない場合は、当該専門部署から必ず取締役会にオブザーブ出席をする事としており、こうした対応によりバランスの良い体制維持が可能になっています。

当社では現在、取締役会における重要要素として、「営業」、「技術」、「製造」、「調達」、「法務」、「会計」、「IT」、「安全衛生」の8要素を挙げています。

取締役の選任についての方針・手続については、以下のリンクを参照下さい。

http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc3-1

原則3-1-(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

取締役・監査役の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知及び有価証券報告書にて毎年開示しています。

詳細は以下のリンクを参照下さい。

http://www.disco.co.jp/jp/ir/stock/pdf/20170601_meeting.pdf

(P19、P24参照)

<http://www.disco.co.jp/jp/ir/library/pdf/fs/fs78.pdf>

(P60参照)

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社では取締役会の実効性に関するセルフアセスメントを年1回、実施しています。セルフアセスメントの結果については、当社ウェブサイトにて結果を開示していきます。

2016年度セルフアセスメントの結果

http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/self_assessment2016.html

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、法律の変化や金融の変化等に関し、適宜専門家を招聘し勉強会を開催しています。

また業務執行を行う取締役に対しては、毎月1回専門機関を招聘し、組織経営と呼ばれる良質な企業文化醸成や活力ある組織づくり等、経営における定性的領域のマネジメントに関するトレーニングを行っています。

その他にも当社では、各取締役・監査役が、その役割・責務を理解しこれを果たすために必要となる知識の習得のための予算を、当社が独自に運営している管理会計(Will会計)における予算として無制限に割り当てています。各取締役及び監査役は、割り当てられた予算を支払原資として、いつでも必要と考える社外の研修・セミナーの受講や、社内の各部署から勉強や情報習得の機会提供等のサポートを受けることができる仕組みとなっています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主との対話に関し、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とした株主からの面談等の申し込みについて、目的や趣旨を確認の上、必要に応じてIR統括役員がこれに対応することを基本方針としています。また対話を促進していくための体制としては、IR統括役員をその筆頭に、IR担当部門をはじめ、その他関係各部門と有機的な連携が確保されています。また、株主との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努め、代表取締役による決算説明会やスモールミーティングの実施、あるいは工場見学会などを実施して、その結果を適宜、当社の幹部会や取締役会に報告しています。

なお、株主との対話に際しては、法定開示の内容をチェックし、インサイダー取引管理規程に則ってインサイダー情報の漏洩防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,815,600	7.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,498,600	6.96
株式会社ダイイチホールディングス	1,998,000	5.56
株式会社ダイイチ企業	1,848,000	5.15

株式会社OctagonLab	1,804,000	5.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	908,700	2.53
関家 臣二	890,000	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	819,300	2.28
関家 一馬	608,197	1.69
株式会社オレンジコーラル	606,000	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
稲崎 一郎	学者													
田村 進一	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲崎 一郎			<p>[社外取締役に選任した理由] 当社の事業分野における専門知識を有しており、当社の事業内容を深く理解されていることから、その高い見識を当社の事業強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しています。</p> <p>[独立役員に選任した理由] 当社の独立性判断基準 (http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc4-9)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。</p>

田村 進一			<p>[社外取締役を選任した理由] 当社の製品に関わる技術分野において高い学術知識を有しており、当社の製造技術を深く理解されていることから、その高い見識を当社の事業強化に活かしていただくため、社外取締役に選任しています。</p> <p>[独立役員を選任した理由] 当社の独立性判断基準 (http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc4-9)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。</p>
-------	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	2	0	1	社内取締役

補足説明

当社は、取締役・執行役員の指名・報酬に関する委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長、取締役会長、社外取締役2名および社外監査役1名で構成されております。取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の各候補者の選任案および報酬について審議し、取締役に答申しております。また、監査役の各候補者の選任案および報酬について監査役に助言しております。

報酬について当社は、「株主価値向上を促進するとともに、取締役が株主との利益を共有する報酬制度であること」を報酬原則の第一に掲げ、当社の事業戦略上の業績目標の達成を動機付ける報酬制度にするとともに、その決定プロセスは、客観性・透明性の高いものであることを目的とし、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役に決定しております。

報酬水準について指名・報酬諮問委員会は、同業企業群(半導体製造装置メーカーや半導体・電子部品メーカー、その他ベンチマークとなりえる優良企業群)と比較して「競争力ある、遜色のない水準」を目指しております。具体的には、外資系大手コンサルティング会社が毎年行う経営者報酬データベースに参加して、同業企業群の役員別報酬の中位値程度を目安として改定案を作成し、取締役に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】
監査役と会計監査人とは定期的に年7回、会計監査の計画、方法と結果の報告を受けるなど相互連携に努めるほか、内部統制の整備状況の監視・検証、監査報酬の妥当性の検討など、必要に応じて随時情報・意見交換を行っております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】
監査役は、内部監査室(2名)に対し、監査役が行う監査業務に必要な事項を遂行させることができ、内部監査室は、監査役に対し、内部監査の実施状況はもとより、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、内部通報制度に基づく情報など、予め取締役会と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、適切かつ迅速に報告しております。なお、事業所および海外現地法人等への監査については、内部監査室が年間計画のもと往査し、監査役はその結果につき報告を受けるほか、必要に応じ随時往査しております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
巳亦 力	他の会社の出身者													
高柳 忠雄	他の会社の出身者													
黒沼 忠彦	他の会社の出身者													
山口 裕正	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
巳亦 力			<p>[社外監査役に選任した理由] 当社の事業領域における豊富な経験や高い見識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただくため、社外監査役に選任しています。</p> <p>[独立役員に選任した理由] 当社の独立性判断基準 (http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc4-9)に従い、監査役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。</p>
高柳 忠雄			<p>[社外監査役に選任した理由] 金融関係の業務に長年携わってきた識見と経験から、財務・会計に関する高い知見を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただくため、社外監査役に選任しています。</p> <p>[独立役員に選任した理由] 当社の独立性判断基準 (http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc4-9)に従い、監査役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。</p>

黒沼 忠彦			<p>[社外監査役に選任した理由] 金融関係の業務に長年携わってきた識見と経験から、財務・会計に関する高い知見を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただくため、社外監査役に選任しています。</p> <p>[独立役員に選任した理由] 当社の独立性判断基準 (http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc4-9)に従い、監査役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。</p>
山口 裕正			<p>[社外監査役に選任した理由] 長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくとともに、金融関係の業務に長年携わってきた識見と経験から、財務・会計に関する高い知見を有しており、経営全般に対する監督と有効な助言や発言をしていただくため、社外監査役に選任しています。</p> <p>[独立役員に選任した理由] 当社の独立性判断基準 (http://www.disco.co.jp/jp/csr/management/governance_code_app.html#cc4-9)に従い、監査役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

1. 取締役の報酬は、固定的報酬と変動報酬(業績連動および評価連動)からなり、その比率は、標準的な目標業績を達成した場合は、1.00対0.94～1.00とほぼ半々としております。
2. 取締役の変動報酬は、a. 取締役賞与、b. 通常のストックオプション、c. 株式報酬型ストックオプションで構成しております。
 - a. 取締役賞与は、短期インセンティブとして位置付け、2018年3月期より業績連動給与を導入します。役位ごとに定めた基準額に役割に応じた賞与を加算し算出した賞与と基準額に、業績連動指標を掛け合わせた利益連動賞与(業績連動給与)と、個人の評価に連動した個人評価賞与を支給します。
 - b. 通常のストックオプションは、中期インセンティブとして位置付け、役位ごとに基準額を設定し、権利付与の2年後から6年間権利行使可能としております。
 - c. 株式報酬型ストックオプションは、従来の役員退職慰労金に代わるもの(役員退職慰労金制度は2004年6月に廃止)で、長期インセンティブとして位置付け、退任した後に限り権利行使可能(ただし、付与日から20年間)としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

1. 通常型ストックオプション(付与対象者:社内取締役、社内執行役員、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員)

2010年6月25日定時株主総会決議及び2010年10月27日取締役会決議に基づき、新株予約権を1,232個付与し、その内訳は社内取締役分が

354個、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員分が878個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員分43個であります。なお、社内取締役分は、全て行使済みであります。

2011年6月24日定時株主総会決議及び2011年10月27日取締役会決議に基づき、新株予約権を1,510個付与し、その内訳は社内取締役分が456個、社内執行役員分が242個、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員分が812個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内執行役員分42個、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員分42個であります。なお、社内取締役分は、全て行使済みであります。

2012年10月25日取締役会決議に基づき、新株予約権を680個付与し、その内訳は社内取締役分が472個、社内執行役員分が208個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内執行役員分68個であります。なお、社内取締役分は、全て行使済みであります。

2013年9月26日取締役会決議に基づき、新株予約権を450個付与し、その内訳は社内取締役分が312個、社内執行役員分が138個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内執行役員分58個であります。なお、社内取締役分は、全て行使済みであります。

2014年9月26日取締役会決議に基づき、新株予約権を520個付与し、その内訳は社内取締役分が360個、社内執行役員分が160個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内執行役員分68個であります。なお、社内取締役分は、全て行使済みであります。

2015年9月29日取締役会決議に基づき、新株予約権を441個付与し、その内訳は社内取締役分が298個、社内執行役員分が143個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分110個、社内執行役員分62個であります。

2016年9月28日取締役会決議に基づき、新株予約権を324個付与し、その内訳は社内取締役分が218個、社内執行役員分が106個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分218個、社内執行役員分106個であります。

2017年9月27日取締役会決議に基づき、新株予約権を226個付与し、その内訳は社内取締役分が148個、社内執行役員分が78個であります。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分148個、社内執行役員分78個であります。

2. 株式報酬型ストックオプション〔付与対象者:社内取締役、社内執行役員〕

2004年6月24日定時株主総会決議及び2004年7月27日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し158個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、74個であります。

2005年6月24日定時株主総会決議及び2005年7月21日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し169個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、84個であります。

2006年6月23日定時株主総会決議及び2006年7月20日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し88個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、60個であります。

2007年7月24日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し89個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、61個であります。

2008年7月29日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し140個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、96個であります。

2009年7月22日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し156個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、142個であります。

2010年7月21日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し112個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、112個であります。

2011年7月26日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し128個、当社執行役員制度の充実に伴い、社内執行役員に対し68個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分126個、社内執行役員分40個であります。

2012年7月26日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し142個、当社執行役員制度の充実に伴い、社内執行役員に対し64個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分142個、社内執行役員分46個であります。

2013年7月24日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し94個、当社執行役員制度の充実に伴い、社内執行役員に対し42個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分94個、社内執行役員分30個であります。

2014年7月23日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し96個、当社執行役員制度の充実に伴い、社内執行役員に対し42個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分96個、社内執行役員分30個であります。

2015年7月22日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し66個、当社執行役員制度の充実に伴い、社内執行役員に対し41個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分66個、社内執行役員分32個であります。

2016年7月27日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し76個、当社執行役員制度の充実に伴い、社内執行役員に対し37個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分76個、社内執行役員分37個であります。

2017年7月25日取締役会決議に基づき、退職慰労金に代えて、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)を社内取締役に対し37個、当社執行

役員制度の充実に伴い、社内執行役員に対し19個付与しました。2018年3月末現在、当該新株予約権の残存個数は、社内取締役分37個、社内執行役員分19個であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当該事業年度において定款または株主総会決議に基づく報酬および役員賞与について、取締役および監査役に支払った報酬額を有価証券報告書および事業報告で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬について当社は、「株主価値向上を促進するとともに、取締役が株主との利益を共有する報酬制度であること」を報酬原則の第一に掲げ、当社の事業戦略上の業績目標の達成を動機付ける報酬制度にするとともに、その決定プロセスは、客観性・透明性の高いものであることを目的とし、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて取締役会にて決定しております。

報酬水準について指名・報酬諮問委員会は、同輩企業群(半導体製造装置メーカーや半導体・電子部品メーカー、その他ベンチマークとなりえる優良企業群)と比較して「競争力ある、遜色のない水準」を目指しております。具体的には、外資系大手コンサルティング会社が毎年行う経営者報酬データベースに参加して、同輩企業群の役員別報酬の中位値程度を目安として改定案を作成し、取締役会に答申しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、取締役会の開催に際して案件担当部門から事前説明し、判断に必要な資料等を適宜送っております。また、重要案件については、他の取締役が重点的に説明するなどのサポート体制を整えております。

当社監査役4名全員が社外監査役であり、監査役は、内部監査室やその他部門の社員に対し、監査役が行う監査業務に必要な事項を遂行させることができ、当該事項を遂行する社員は、その遂行に当たり取締役、幹部社員等の指揮命令、関与を受けないサポート体制を整えております。内部監査室やその他部門の社員は、監査役に対し、内部監査の実施状況はもとより、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、内部通報制度に基づく情報など、予め取締役会と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、適切かつ迅速に報告しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役設置会社であり、かつ社外取締役を選任しております。会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査役会を設置しております。

取締役会は、機動的な経営判断ができるよう社外取締役を含め、6名(男性6名)という少人数で構成しており、重要な業務執行および法定事項について決定するとともに業務執行の監督を行っています。取締役会は毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。社外取締役は2名とも独立役員として選任しており、取締役会における議決権を有していることから、経営に対する監督機能の実効性を確保しております。

また、重要な事項を審議する会議体として、取締役会で選定された取締役および常勤監査役で構成する「経営会議」を設けており、取締役会に提案したり、社長の意思決定を支援しています。

さらに、常勤の取締役および常勤監査役は、毎月幹部社員全員が参加する「幹部会」に出席し、事業の状況把握と情報共有を図っています。

当社は、執行役員制度を導入しており、4名(男性4名)で構成しております。執行役員は、経営マネジメントの一員として責任ある意思決定を行い、経営執行の質を一層向上させる職責を担っております。社長が執行役員の職務を統括・指揮し、取締役会および各取締役は、執行役員の職務の執行を監督する体制を取っております。

監査役会は、全員が社外監査役の4名(男性4名)で構成されており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく監査の公平性や中立性を維持する体制を十分整えております。期初に監査方針、監査計画、役割分担を決め、各監査役はそれによって取締役会、経営会議、幹部会、子会社四半期会議等の重要会議に出席するなど、取締役の職務執行の監査を行っております。監査役会は原則として毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

取締役・執行役員の指名・報酬に関する委員会として、指名・報酬諮問委員会設置しています。指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長、取締役会長、社外取締役2名および社外監査役1名により構成されております。取締役会の諮問機関として、取締役・執行役員の各候補者の選任案および報酬について審議し、取締役会に答申を行います。また、監査役の各候補者の選任案および報酬について監査役会に助言しております。

会計監査は2003年(平成15年)度より、有限責任 あずさ監査法人に依頼しており、年3回の四半期と本決算の監査時以外にも、監査法人の求めに応じて随時、必要なデータを提出しております。監査業務を執行した公認会計士は、寺田 昭仁、越智 一成の両氏で、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他11名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を選任している理由は、独立役員である社外取締役の取締役会における議決権の行使により、経営全般および利益相反の監督機能を強化するためであります。また、社外取締役の存在は、コーポレート・ガバナンスの向上に資すると考えております。

監査役全員を社外監査役で構成し、全員を独立役員に指定することにより、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく監査の公平性や中立性を維持する体制を構築しています。

また、社外の視点を取り入れることにより、取締役会に緊張感が生まれ、社外の者でも理解できる説明が必要とされるため、経営判断のプロセスの透明性がより高まるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて数日程度早く開催し、開催時間も午後2時から開始するなど、株主の利便性を考慮しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所および当社のウェブサイトに招集通知の日本語版と英語版(要約版)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無
	無

<p>ディスクロージャーポリシーの作成・公表</p>	<p>【ディスクロージャー(情報開示)の基本方針】</p> <p>当社は、株主、投資家の皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に迅速な情報提供に努めます。金融商品取引法および東京証券取引所の定める有価証券上場規程等に準拠した情報の開示に努めるほか、当社の判断により当社グループを理解していただくために有効と思われる情報につきましても、タイムリーかつ積極的な情報開示に努めます。</p> <p>【情報の開示方法】</p> <p>東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する情報の開示は、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開しています。またTDnetにて公開後は当社のウェブサイト上にもすみやかに同一資料を掲載いたします。</p> <p>【沈黙期間】</p> <p>沈黙期間については決算期日()から決算発表日までを「沈黙期間」とし、市場参加者からの決算や業績に関連する取材については、対応を控えさせていただきます。但し、決算や業績に関連しない取材については対応いたします。</p> <p>決算期日 第1四半期: 6月30日、第2四半期: 9月30日、第3四半期: 12月31日、本決算: 3月31日</p> <p>【速報開示について】</p> <p>沈黙期間の間に、投資家の皆様に対し、当社業績に関するリアルタイムでの情報提供を行うことを目的とし、四半期ごとに、個別業績(または個別売上高が判明した時点および個別業績・連結売上高)が判明した時点で、(それぞれ速報値として)任意で開示を行います。</p> <p>【業績予想および将来の予測に関する事項】</p> <p>当社のウェブサイトに掲載されている、当社グループの計画・将来の見通し・戦略などのうち、過去または現在の事実に関するもの以外は、将来の業績に関する見通しであり、これらは作成時点で入手可能な情報に基づき当社の経営者が合理的と判断したものです。したがって、実際の業績は、様々なリスクや不確定要素の変動および経済情勢などによってこれらと異なる結果になる場合があります。</p> <p>【第三者による評価・業績予測について】</p> <p>当社に関する第三者による評価、業績予測、または風評などに関しては原則としてコメントしません。しかし、これらが資本市場に大きな影響を与える、あるいは与える可能性が大きいと当社が判断した場合、また、上場証券取引所その他の機関から説明など必要な対応を求められた場合はこの限りではありません。</p>	
<p>アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催</p>	<p>四半期毎に決算説明会を開催しております。毎年5月と11月は代表者がメインスピーカーを務め、2月と8月はIR室長がメインスピーカーを務めております。</p>	<p>あり</p>
<p>IR資料のホームページ掲載</p>	<p>当社ウェブサイト内「株主・投資家情報(http://www.disco.co.jp/jp/ir/)」ページに、決算関連情報(説明会資料・決算短信・速報開示文書・アニュアルレポート・有価証券報告書または四半期報告書)および決算情報以外の適時開示資料などを掲載しております。また、利用者の利便性を考え、これらのデータの一括ダウンロードが可能となっております。</p>	
<p>IRに関する部署(担当者)の設置</p>	<p>取締役会長が管掌する直轄組織としてIR室を設置しております。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社では、倫理観とは遵法精神と社会の約束事を尊重する精神、さらには「より良くある」ためにとる自発的な言動までも包含するものと考えており、この考え方のもとにより高い規律による「倫理規程」を定めており、ウェブサイト上で公開しております。当社は、「倫理観の確実な浸透」を経営方針の一つにかかげ、日常の行動に表れるレベルまで浸透するための活動を積極的に行っております。更に、サプライヤー満足度調査の実施、サプライヤーとのパートナーシップ構築・継続のために購買部門だけではなく、すべての従業員を「バイヤー」と位置付け、従業員に対して講習を行い、アンフェアな取引は行わない旨の書面提出を行っております。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>環境ビジョンや、グリーンプロダクトガイドラインを策定し、このガイドライン等に基づいた設計・開発を行っております。また、使用済み装置の解体・リサイクル事業、産業廃棄物のゼロエミッションの達成、省エネルギー対策等を行っております。また、当社では会社案内とCSR報告書を合冊した「Corporate Report」を作成し、ウェブサイト上で公開しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「Corporate Report」の配布やウェブサイト上での情報公開を通じて、ステークホルダーとのより良い価値交換ができるようミッションの実現を目指し、進化していきます。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会の決議により「内部統制システム整備の基本方針」を下記のとおり定めております。

記

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を定める。当該の体制は、既に社内に導入、運営しているものであるが、その目的、意義を充分理解し、今後も継続して実現性の向上及び体制の改善、充実を図る。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、「DISCO VALUES」（「社会性」と「普遍性」を基礎として当社の価値観、即ち進むべき方向や企業としてのあるべき姿を体系的に示すもの）のもとに取締役・社員など構成員全員が良好な価値観を共有し、「DISCO VISION」（2020年までに実現したい当社の企業像、すなわち到達すべき目標地点を示すもの）の達成と、社会的存在としての企業の使命を全うしていくことを目指す。そのため、代表取締役社長をはじめとする取締役が率先して「DISCO VALUES」の浸透活動を進めるとともに、構成員全員が日々の経営、事業活動にその内容を確実に反映させることにより透明性、公正性の高い企業を築く。
(2) 当社は「DISCO VALUES」のなかを示された当社の目指すもの、在り方に関する本質的な理解、浸透を進めるとともに、これに沿わないものや反するものを確実に回避するため、倫理的分野のより具体的な規範を「倫理規程」として定める。そしてその確実な浸透を実現するため、重要な経営方針の一つとして、構成員全員が倫理を意識した行動を日常的に実践できるレベルを達成する。
(3) 遵法経営確立のための内部通報制度を策定し、法令上疑義のある行為について、直接それを報告・告発できる手段として倫理調査委員会（社外弁護士事務所等で構成）や法務部門等を窓口とするホットラインを設けるとともに、報告等がなされた場合の内部調査、再発防止策の策定・実施、社内教育等を確実に行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に伴う重要な意思決定と、それに基づく執行に関する文書・データ（電磁的記録を含む）について適正に保存、管理するため、情報マネジメント全般に亘る体制を整備する。文書・データはその重要度に応じて適切な保存・管理を行い、取締役の職務執行に係る適正性、効率性を確認するため調査が必要な場合、アクセスが適切に行える体制を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクマネジメントを経営の最重要課題の一つとして捉え、あらゆるリスクへの対応を図るため、代表取締役社長を委員長とする全社リスクマネジメント委員会を設け、リスク管理体制の整備、リスク対応戦略の協議、リスク発生時の対応方針の決定等を行う。また、具体的な展開活動を行うため総務部が平時からリスクの顕在化、影響評価、防止・軽減策の策定を行うとともに、関係部門と共同で施策を実施する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、当社の社会的使命を果たすためのビジネステーマを「高度なKiru・Kezuru・Migaku技術」を核とする事業領域に絞込み、これを深く追求し専門性を高めることを経営の基礎とすることを取締役、社員など構成員全員が理解、共有するとともに、取締役はこの方針のもとに経営資源の確実な集中を実現する。
(2) 当社は、取締役が機動的な経営判断、執行が行える体制を整備するため、取締役会を中心として経営会議、幹部会等の会議体を設けるとともに、ITシステムを全社展開し効率的な情報伝達、分析・検討、意思決定を実現する。
(3) 取締役は「DISCO VISION」をはじめとする経営課題の達成のため、部門ごとに年度目標を設定させ、その計画、実行、検証、改善のサイクルを通じて、適切な指示、管理を行う。また、全社的に業務の改善、効率化を促進するためPIM活動（Performance Innovation Management）を継続して展開する。
(4) 業績は月次を単位として取締役に報告され、取締役は経営会議、幹部会等においてこの結果をレビューし、詳細な分析・検討のもとに必要な指示を行うとともに、各年度における事業計画の進捗状況を管理する。
(5) 自社の状況を的確に判断し経営方針、経営計画を最良の方法で実践するためには、活動組織単位と、さらに個々の構成員単位で会計情報を捉える機能を持つ管理会計が必要であり、意志を持った有機的な組織の実体を反映し、各組織および各構成員が自律的に最良な機能を果たすために有効な管理会計システムを全社展開する。
5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、国内・海外の関係会社（以下、本5項において関係会社という）に対する全般的な経営指導、管理方針および管理手続等を規定化し、かつ非常勤役員を派遣し、経営上の重要な課題、計画、施策等の策定をサポートするとともに、遵法経営の維持・推進等をチェックする。
(2) 関係会社の事業遂行状況、業績の管理は、経営会議において業績等の定期報告を受け、この結果をレビューし、詳細な分析・検討のもとに必要な指示を行うとともに、各年度における事業計画の進捗状況を管理する。
(3) 監査役は連結経営に対応したグループ会社全体の監視・監査を実効的かつ適正に行うため、関係会社に出向き定期的に業務監査を実施する他、内部監査室・会計監査人との緊密な連携等の確かな体制を整備する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会は、内部監査室その他の部門の社員に対し、監査役が行う監査業務に必要な事項を遂行させることができる。当該事項を遂行する社員は、その遂行にあたり取締役、幹部社員等の指揮命令、関与を受けない。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、取締役会、経営会議、幹部会、子会社四半期会議等の重要会議に出席し、経営状況・意思決定プロセスについて常時把握、監査する。

(2) 監査役に対し、内部監査の実施状況はもとより、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、内部通報制度に基づく情報など、予め取締役会と協議して定めた監査役会に対する報告事項について、迅速かつ有効に報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、独立の立場の保持に努め、定期的に、また必要に応じ随時、代表取締役と会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深める。

(2) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行う。

財務報告に係る内部統制に関する基本方針

原則

1. 当社グループが行う財務報告は、DISCO VALUESに掲げる「一級の企業活動」にふさわしいものでなければならない。
2. ステークホルダーに対する「透明性の高いガバナンス」を実現するためには、財務報告の正確性と信頼性の確保が不可欠である。
3. 当社グループにおける財務報告に係る内部統制は、効率性も追求しながら業務の最適化を図ることを真のねらいとする。

財務報告に係る内部統制の責任者

1. 代表取締役社長は、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する実務を執行する者として財務担当取締役をその責に任じ、代表取締役社長および財務担当取締役は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する事項について連帯して責任を負う。
2. 代表取締役社長および財務担当取締役は、金融商品取引法の第24条の4の2に定められた「確認書」の提出および内容について責任を負う。
3. 代表取締役社長および財務担当取締役は、金融商品取引法の第24条の4の4に定められた「内部統制報告書」の提出および内容について責任を負う。

所管部門

当社グループにおける財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務担当取締役の指示のもと、監査担当部署が所管する。

評価の基準

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる基準として、金融庁の企業会計審議会が公開する「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準ならびに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」を採用し、その記載内容に準拠して評価を行う。

評価の体制

1. 財務報告に係る内部統制の評価は、経営会議により任命された監査担当部署が統括し推進する。
2. 評価の結果は、代表取締役社長および財務担当取締役が承認する。

評価の範囲

1. 監査担当部署は、年度毎に財務報告に係る内部統制の評価範囲を定め、代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。ただし、当該評価範囲は「意見書」に示されている水準を上回るものとする。
2. 前項の評価範囲に変更があった場合は、変更した内容について代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。

評価の計画

1. 監査担当部署は、年度毎に財務報告に係る内部統制の評価の計画を定め、代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。
2. 前項の評価計画に変更があった場合は、変更した内容について代表取締役社長および財務担当取締役の承認を得る。

教育・訓練

監査担当部署は、この基本方針を遵守するために必要な社内教育および訓練を実施する。

懲罰

1. 会社は、役員および従業員等が本基本方針に反する行為を行った場合には、社内規程に基づき処分を行う。
2. 前項の規定は、役員および従業員等が財務報告に係る内部統制を無効とするような行為を行った場合について準用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

当社は、いかなる反社会的勢力とも関係を持たず、取締役・社員など構成員全員は、反社会的勢力の利用、あるいは反社会的勢力への資金の提供や協力、加担などの一切の関わりを持たない。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

1. 反社会的勢力との関係遮断の明文化

倫理的な分野におけるルールを規定した「倫理規程」を策定し、その中に反社会的勢力との関係を遮断することを明記している。

2. 社内体制の整備状況

(1) 当社の企業倫理への取り組みは、「倫理規程」全文を当社のホームページに公開し、法令を遵守し、非道徳的と考えられている事柄は絶対に行わないという強い意志のもとに、組織全体で実践していることを示している。

(2) 取締役・社員など構成員全員が倫理的な行動が実践されているかを確認するためのサポートシステムを構築し、また、企業倫理向上に向けた提案の受付のために、相談・報告の窓口を設置している。

(3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応統括部署を設け、不当要求防止責任者を設置している。

(4) 対応統括部署は、警察が主催する連絡会、特殊暴力防止対策連合会等、外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力排除活

動に積極的に参加している。

また、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 開示が求められる「重要な会社情報」のうち

(1) 決定事項に係る情報

「決定事項に係る情報」については、すべて取締役会が決定するものであり、決定次第、IR担当代表取締役・情報管理責任者(担当取締役)を通じて对外発表を行っております。

検討の段階から決定、発表の段階までの情報管理については、社内規程(秘密情報管理・取り扱い規定、インサイダー取引管理規程)に基づき行っております。

(2) 発生事実に関する情報

「発生事実に関する情報」の中でも重要な発生事実、特に「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に係る情報については、直ちに経営トップに報告されるようになっており、適時・適切な情報開示に努めております。特に地震による損害が発生した場合など、投資家だけでなく広くステークホルダーに知らせる必要があると判断される場合は、軽微であってもその情報をウェブサイト上に掲載するように努めております。

(3) 決算に係る情報

「決算に係る情報」については、子会社も含めて、毎月、代表取締役社長、取締役会長をはじめ主要な取締役で構成されている「経営会議」に報告され、直ちに取締役会に報告されます。

業績予想の見直しも、四半期業績発表時だけでなく、毎月の経営会議で行っており、さらに予想に対して一定の差異が生じた時は、会議のタイミングにかかわらず、担当部門長より経営トップに報告されます。従来の発表と大きく異なると予想される時には、直ちに取締役会の審議を経てIR担当代表取締役・情報管理責任者を通じて对外発表を行っております。

四半期業績・本決算・業績予想修正のいずれも発表までの情報管理は、上記社内規程に基づいて管理しております。

(4) 子会社に係る情報

子会社に係る重要な情報についても基本的には上記と同じく適時・適切な情報開示に努めております。「決定事項に係る情報」についても、検討段階から当社の担当取締役が関与しており、当社の経営会議・取締役会にも事前に報告され、決定次第、当社のIR担当代表取締役・情報管理責任者を通じて对外発表をしております。

重要な「発生事実に係る情報」については、子会社より直ちに経営トップに報告されるようになっており、特に国内子会社は四半期毎に当社経営会議においてトップに報告しております。

2. 重要な会社情報の適時開示を円滑に行うために、原則として東京証券取引所にTDnetを通じて事前に報告し、東京証券取引所からの発表と同時に、内容により同所兜倶楽部でマスコミ発表し、同様の情報を当社のウェブサイト上に掲載しております。

